

船橋市病院局交際費支出基準

● 病院の経営・運営上必要と認める外部との交際に関するもの

支出区分	支出内容	支出限度額
慶祝	開院式・就任式等のお祝いに要する経費	祝い金 1万円以内
		生花 2万円以内
弔慰	職員等の弔事に要する経費 (対象者は別表のとおり)	香典 5千円以内
		生花 2万円以内
寸志	会費が示されない懇親を伴う講演会・会議等に係る経費	1万円以内
見舞	関係団体の長等の病気・災害・事故等への見舞金または生花等	1万円以内
手土産	医師、看護師等採用困難職種の職員の確保に要する手土産	3千円以内

上記の支出限度額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

別表

対象者		支出可能項目
病院事業管理者（元・前職）	本人	香典・生花
船橋市立医療センター院長（元・前職）	本人	香典・生花
船橋市病院局職員（現職）	本人	香典・生花
船橋市市長・副市長（現職・前職）	本人	香典・生花
船橋市医師会長（現職・前職）	本人	香典・生花
船橋市医師会理事（現職）	本人	香典・生花

上記に掲げる基準にかかわらず病院事業管理者が必要と認めるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出する。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

【参考】

弔電は、下記の表の職にある本人及び配偶者・子・実（養）父母・同居の義父母を対象として通信運搬費で支出することができる。

対象者
病院事業管理者（元・前職）
船橋市立医療センター院長（元・前職）
船橋市病院局職員（現職）
船橋市市長・副市長（現職・前職）
船橋市医師会長（現職・前職）
船橋市医師会理事（現職）